

子ども家庭総合センター（児童相談所）開設！



所在地：荒川区荒川一丁目50番
面積：（敷地）989.59㎡
（延床）2,035.71㎡



荒川区子ども家庭総合センターの概要

子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点機能）と、児童相談所機能の両機能を併せ持つ新たな児童相談所を設置。

開設時期

2020年4月
（一時保護や施設措置などの法的権限をもつ児童相談所設置市への移行は2020年7月）

児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を統合・・・
4月1日開設前の3月25日、子ども家庭総合センターの内覧会が区議会議員対象に開催されました。
開設にともなう荒川5丁目子ども家庭支援センターの機能がこの施設に移り動き出します。児童相談所の機能は、7月からです。
組織体制
児童相談部門（管理係、児童福祉係、児童心理係、在宅支援係）と一



時保護部門（一時保護係）で構成し、児童福祉司、児童心理司、医師など職員総数約90名でスタートします。このうち7名は他自治体からの派遣職員です。
玄関を入ると正面に受付があり様々な相談に対応します。また、児童虐待などの予防などで、実績を上げてきた子ども家庭支援センターの機能がどう発揮されるかが大きな課題です。1階の事務室も多くの相談員をはじめとする職員のデスクがたくさん並んでいます。
子育て交流サロンやふれあい

権限が都から区に移管されることにより、子どもとその家庭に影響が生じないよう配慮する観点から、2020年4月から3か月程度、都区が共同で子どもと家庭を支援する期間を設け、慎重かつ丁寧に子どものケースの引継を行います。なお、その間に、子ども家庭支援センター業務の実施や、都からの一時保護の受託など、段階的な事業実施を図っていきます。



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています
日本共産党荒川区議員
小林行男

ご意見を寄せください

区政ニュース

NO. 769
2020. 4. 5

区議会控室

TEL 3802-4627

FAX 3806-9246

Email: arajcp@tcn-catv.

ne.jp

ホームページ

http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcpa/

東尾久相談室

東尾久2-37-3

TEL・FAX

3895-0508



館などの乳幼児め児童事業などの現場に出かけるアウトリーチの取り組みなど大いに期待されます。



法律相談会



毎月第3火曜日（午後6時から）北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。できるだけ事前にご連絡ください。

4月の相談会は、**4月21日（火）**

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所と連絡して、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

荒川8丁目の公有地を区が取得 児童養護施設を区内に誘致

児童養護施設は、様々な理由で家庭で暮らすことのできない子どもたちが家庭的環境の中で過ごせるように配慮し、施設から小学校・中学校・高校へ通学し、自立を支援する施設です。現在、区内の子どもたち40名ほどが区外施設で生活しています。児童相談所（子ども家庭総合センター）を設置した荒川区として、必要な施設として誘致することになりました。



〔開設予定地〕

荒川区荒川8-14-10（公有地/面積801.04㎡）
▽荒川区が取得し、公募による事業者を選定して30年間無償貸与。
▽事業者が建設・運営（2023年4月開設予定、定員25名程度）
▽事業 養護施設運営・ショートステイ・里親支援

都知事からの要請

(3月26日)

◇「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が重なる場を避けるための行動をお願いしたい。

◇イベント等への参加も控えていただきたい。

◇少数者であっても飲食をともなう集まりは、できるだけ控えていただきたい。

◇症状の出ない方や症状が軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されるため、一人一人が自分自身のことを考えて適切な行動をとっていただきたい。

◇この週末も含め、不要不急の外出は是非とも控えていただくようお願いしたい。

◇外国から帰国された方については、帰国者から感染が確認される事例が増えていることをふまえて、帰国から14日間の外出自粛の遵守をお願いしたい。



荒川区の対応

◇区施設の取扱について
集会施設、文化施設、図書館、生涯学習施設、屋外施設等、すべての区施設において、4月末日まで、利用の休止や自粛要

請をおこないます

◇保育園及び児童クラブの対応

自宅保育の協力依頼及び保育園の登園を自粛する世帯の保育料の減免の取扱について、4月末日まで延長。



◇区民税や保険料の徴収猶予制度の周知について

区民税の納税や国民健康保険及び介護保険等の保険料に關し、猶予制度を利用できる場合がある旨、ホームページ等を通じて周知する。



◇区内事業者向けの対策

○専門相談員による経営相談・国や東京都等の助成金等の獲得支援
区役所 (3802) 3111
経営支援係 内線459

○新型コロナウイルス対応融資の継続

経営支援融資
内線467

○新型コロナウイルス対策の設備投資の補助

補助率二分の一、限度額百万円



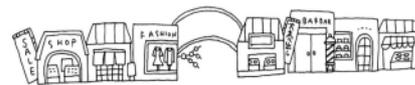
卸売り業、サービス業、小売業
商業振興係 内線468
製造業、運輸業、その他

経営支援係 内線459
○雇用調整助成金の手続き費用を助成

就労支援係 内線466

○プレミアム付き区内共通お買い物券の前倒し実施

(6月にプレミアム率20%で実施)
商業振興係 内線468



○感染症に対応した簡易版BCPシートを区が作成して、区内企業に提供

経営支援係 内線459

◇小中学校等の運営

小中学校、幼稚園の新学期の始まりや入学式などはそれぞれ一週間延期しておこなうことになりました。



お互いに感染に気をつけていきましょう。お困りごとなどありましたらご連絡ください。

受動喫煙を防ぐため、対策が始まっています。

昨年9月から、飲食店には店内の喫煙状況の店頭表示が義務付けられています。今年4月1日からは、飲食店においても原則屋内禁煙が開始されます。

それまでに、お店を禁煙にするか、基準を満たした喫煙室を整備する必要があります。喫煙室を設けた場合は、基準を守った喫煙室でのみ喫煙が可能となります。

既存の小規模な飲食店においては、4月以降も、一定の条件を満たした場合には、店内の全部または一部に、喫煙ができる場所として喫煙可能室を設置することが経過措置として認められています。

喫煙可能室を設置した場合は、保健所に届出が必要となります。



○連日広がる感染者。お互いに感染予防はしっかりおこないたいものです。「自粛要請と一体に補償」を明確にして安心してこの難局を乗り越えるようにしていくことが大切になっていきます。正確な情報と必要な対策をしっかりと。学校が心配です。授業の遅れなども子どもたちはもとより、教職員の過重負担にならないように現場の声をしっかりと聞いていかしたい。



